平成30年第7回平取町議会臨時会 (開 会 午前9時30分)

議長

それでは、おはようございます。ただいまより平成30年第7回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第1 22条の規定によって、2番松原議員と3番櫻井議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては本日議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番 四戸議員 10番四戸です。本日召集されました第7回町議会臨時会の議会運営等につきましては本日開催しました議会運営委員会において協議し、会期につきましては本日10月22日の1日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、 会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。日程第3、 行政報告を行います。北海道胆振東部地震に伴う被害状況について報告願いま す。副町長。

副町長

別紙にて報告をさせていただきます。平成30年9月6日に発生した北海道胆 振東部地震の被害状況について報告をさせていただきます。9月定例議会にも 報告をさせていただきましたけれども、その後、被災状況、金額等が明確にな ったものなどについて報告をさせていただきます。10月15日現在の状況で ございます。 前回と変更のあったところを説明させていただきます。(1) 土木 被害、(2)農業被害、(3)林業被害については変わりございません。(4)の 商業被害でございます。これは前回報告では詳細がつかめていないということ で報告されませんでしたけれども、店舗、機材等の損壊25件で1797万2 千円。損壊や停電による商品廃棄が25件1613万4千円。これらに伴う休 業を余儀なくされた休業損失が1554万円となり、商業被害あわせて496 4万6千円となってございます。(5)衛生被害は変更ございません。(6)住 宅被害は罹災証明発行を伴う被害把握となっておりますけれども、半壊が3件、 一部損壊が96件となってございます。(7)その他の②文教施設、前回より箇 所数が49か所増えて166か所に、被害額は公民館の損壊による被害額が追 加されまして、2140万円となってございます。③の公共施設は庁舎、ふれ あいセンターでの箇所数が3か所増えまして、ふれあいセンターでの被害額が

109万5千円追加されてございます。⑥その他でございますが、1施設1か所増えてございまして、これは貫気別のやすらぎ寮の被害が追加されております。被害額も、斎場、平和塔損壊の金額が388万円追加されまして、5379万7千円となってございます。その他の被害額合計で1億1303万2千円となりまして、その他では747万1千円の増となっております。被害額合計では前回報告より5711万7千円増加しまして、19億2412万6千円となってございます。今後さらに箇所数、被害額の追加変更もあると考えておりますので、逐次報告をさせていただきたいと存じます。以上平成30年9月6日の北海道胆振東部地震被害状況について、10月15日時点での報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第4、議案第1号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由 の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道課長

それでは議案第1号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては、10月15日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、平取町国民健康保険病院敷地造成2期工事、工事場所、沙流郡平取町本町67番地1、工事概要につきましては、敷地造成工、駐車場、構内道路、憩いの広場、路盤工、舗装工、縁石、柵工、各一式でございます。請負金額は7128万円。契約者は沙流郡平取町字紫雲古津200番地5、日新建設株式会社、代表取締役津川司氏であります。なお工期につきましては、平成31年6月30日でございます。本工事における入札参加者は、日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、株式会社平村建設の4者でございます。なお落札率につきましては97.2%でございます。以上ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決 定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第1号工事請負契約の締結については、 原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第2号財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を 求めます。病院事務長。 病院事務 長 議案第2号財産の取得についてご説明申し上げます。平取町国民健康保険病院 医療機器として次の財産を取得したいので議会の議決に付すべき契約及び財産 の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとす るものであります。今回の財産の取得は病院の改築にあわせた医療機器の更新 によるものであります。条例に該当する契約につきましては9件となります。 入札につきましては平成30年9月28日に指名競争入札を行い、指名業者は 各物件とも5社で、入札参加業者は株式会社梅川医科器械店、株式会社スズケ ン苫小牧支店、株式会社竹山苫小牧支店、株式会社ムトウ苫小牧支店、ロック メディカル株式会社の5者であります。第1号物件から順に説明いたします。 取得財産は動産(物品)であります。取得物品及び数量は医療機器等でCT装 置になります。関連機器一式となります。機械等の詳細は別紙のとおりであり ますので説明は省略させていただきます。取得金額は3024万円。取得の相 手方は苫小牧市表町1丁目4番20号、株式会社スズケン苫小牧支店、支店長、 藤井康嘉氏。第2号物件になります。取得財産は第1号と同じく、動産(物品) となります。第3号物件以下につきましても同じ動産(物品)となりますので、 取得財産の説明は省略させていただきます。取得物品及び数量は医療機器等、 レントゲン装置、2品目、2点となります。機器等の詳細についても、説明を 省略させていただきますが、第3号物件以下も機器等の詳細の説明は省略させ ていただきます。取得金額は3758万4千円、取得の相手方は札幌市東区北 9条東2丁目3の25、株式会社梅川医科器械店、代表取締役社長、梅川裕一 氏。次のページをご覧願います。第3号物件、取得物品及び数量は医療機器等、 医用画像保管伝送システム他3品目、3点になります。取得金額は3477万 6千円。取得の相手方は札幌市西区福井5丁目18番26号、ロックメディカ ル株式会社、代表取締役、岩崎圭吾氏。第4号物件になります。取得物品及び 数量は医療機器等、生化学自動分析装置他24品目31点になります。取得金 額は3447万3600円。取得の相手方は、苫小牧市春日町1丁目9番11 号、株式会社ムトウ苫小牧支店、支店長、吉水丈二氏。第5号物件、取得物品 及び数量は医療機器等、多項目自動血球分析装置他3品目、3点になります。 取得金額は2106万円、取得の相手方は苫小牧市明野新町2丁目2番56号、 株式会社竹山苫小牧支店、支店長、後藤賢弘氏。第6号物件になります。取得 物品及び数量は医療機器等、内視鏡スコープ他26品目125点、取得金額は 1428万3850円。取得の相手方は札幌市西区福井5丁目18番26号、 ロックメディカル株式会社、代表取締役、岩崎圭吾氏。第7号物件になります。 取得物品及び数量は医療機器等、電動ベット他5品目、87点。取得金額は1 193万4千円、取得の相手方は苫小牧市明野新町2丁目2番56号、株式会 社竹山苫小牧支店、支店長、後藤賢弘氏。第8号物件、取得物品及び数量は医 療機器等、医用テレメーター他5品目、9点。取得金額は1004万4千円、 取得の相手方は苫小牧市表町1丁目4番20号、株式会社スズケン苫小牧支店、 支店長、藤井康嘉氏。第9号物件になります。取得物品及び数量は医療機器等、

眼底像撮影装置他 2 2 品目 2 3 点、取得金額は 2 4 6 5 万 3 2 6 8 円、取得の相手方は札幌市東区北 9 条東 2 丁目 3 の 2 5、株式会社梅川医科器械店、代表取締役社長、梅川裕一氏。以上 9 件になりますが、それぞれの物件の中で単品の予定価格が 1 千万以上とならないものがありますけれども、購入目的が同一で 1 件の契約として扱うべきものであり、合計で 1 千万以上の動産となることから、議会の議決要件に該当することとなります。以上、財産の取得の説明とさせていただきますので、ご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。千葉議員。

11番 千葉議員 11番千葉です。今、病院が新しくなるに並行して色んな医療機器、前にも説明あったとおり今回あげられておりますけども、1点だけちょっと伺いたいのは、今までの病院の中で使われていた機器、いわゆる古くなったものとか、あるいはこれを契機に新しく購入というものもあると思うんですけども、今回導入するにあたって、全く廃棄処分に、100%これらの機器、古いほうの機器はなってしまうのでしょうか。それとも一部下取り的な、医療機器の場合自分もよくわかっていないんですけども、一部下取り的な価格で引き取ってもらえるようなものというのは一切ないんでしょうか。全て廃棄処分になるんでしょうか、伺います。

議長

病院事務長。

病院事務 長 今回、医療機器を新しく更新させていただくものがあるんですけども、その中で、現在使っているものでまだ耐用年数等があり使えるものについては、新しい病院でも持って行って使わせていただきます。それと、今回新しくなることで廃棄する部分の医療機械なんですけども、一部業者さんと打ち合わせさせていただいたなかでは、中には価格の出るもの、そんなに大した額ではないらことで、何万、10万円以下の世界になると思うんですけども、そういうことで、何万、10万円以下の世界になると思うんですけども、そういうます。それで、まだ詳細はどれが価格になるとかというのは見て貰っていないんですけども、まだいるものもありますということを聞いていますので、一応見ていただいて、一格が出るものについては、財産処分として引き取っていただくということにも一部なっております。それで、そのなかで現在使っているベッドを下取りじゃないですけども、財産処分として引き取っていただくということにも一部なっております。

議長

千葉議員。

11番 千葉議員 わかりました。まだちょっとわからない部分も多分、事務長のなかにもあるかなと思っていますけども、詰めの作業でそれらわかりましたら、また何らかの機会で議会にもちょっと報告いただければありがたいなというふうに思ってますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

ほかに質疑ございますか。

(質疑なしの声)

なければ、これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決 定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第2号財産の取得については原案のと おり可決しました。

日程第6、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。内容について説明を求めます。財政係長。

財政係長

それでは、報告第1号専決処分報告についてご説明いたしますので、22ペー ジをお開き願います。平成30年度平取町一般会計補正予算について専決処分 いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承 認を求めるものであります。24ページをお開き願います。平成30年度平取 町一般会計補正予算第10号は次に定めるところによるとするものでありま す。第1条、歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額にそれぞ れ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億7269万4千円にした ものであります。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額 並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるとす るものであります。この予算補正は、平成30年北海道胆振東部地震が原因に よる水道施設の被災が新たに見つかったものであり、特に緊急を要することか ら、地方自治法第179条第1項の規定により応急工事を発注した9月27日、 町長による専決処分を行い、同条第3項の規定により、その後に開かれた直近 の議会であります本臨時会においてこれを報告し承認を求めようとするもので ありますので、よろしくお願いいたします。それでは、歳入歳出事項別明細の 歳出からご説明いたしますので、28ページをお開き願います。12款1項2 目簡易水道特別会計繰出金28節繰出金330万円は、9月6日に発生しまし た平成30年北海道胆振東部地震が原因による水道施設の災害復旧のための修 繕料に要した経費に充てるため、一般会計から簡易水道特別会計に対して繰り 出しをするものであります。次に歳入についてご説明いたします。27ページ をお開き願います。19款1項1目1節繰越金330万円であります。今回の

補正に関して、対象となる財源を29年度繰越金から求めようとするものであります。以上、報告第1号専決処分報告についてご説明申し上げましたので、 ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について報告どおり承認 することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、報告第1号専決処分報告については報告の とおり承認しました。

日程第7、報告第2号専決処分報告についてを議題とします。内容について説明を求めます。建設水道課長。

建設水道課長

それでは報告第2号専決処分についてご説明申し上げます。この報告は、9月 6日に発生した胆振東部地震による水道関連の災害復旧にかかる費用について 6月25日に議会報告いたしましたが、その後発見された漏水等の修理費用に ついて、緊急を要することから専決処分により追加補正したため、地方自治法 の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。平成30年度平取 町簡易水道特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げますので31ペー ジをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でありますが、既定の歳入歳 出予算の総額にそれぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億86 30万5千円とするものであります。第2項において歳入歳出予算の補正の款 項の区分、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」 によることとしております。それでは、歳入歳出事項の明細からご説明申し上 げますので35ページをご覧願います。3、歳出につきましては、4款1項1 目水道施設災害復旧費におきまして330万円の増額であります。11節需用 費修繕料330万円の増額につきましては、長知内配水地送水管修理ほか7箇 所の漏水等の修理にかかる費用でございます。次に歳入についてご説明申し上 げますので34ページをご覧願います。2歳入につきましては、4款1項1目 一般会計繰入金330万円の増額でありますが、これは先ほどの第1号の報告 にもありますけども、今回の補正の財源を一般会計からの繰入金に求めるもの でございます。次に32ページの第1表をご覧願います。歳入歳出予算にそれ ぞれ330万円を追加し総額を2億8630万5千円とするものでございま す。以上、補正予算につきましてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろ しくお願いします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について報告どおり承認 することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、報告第2号専決処分報告については報告の とおり承認しました。

日程第8、議案第3号平成30年度平取町一般会計補正予算第11号を議題と します。提案理由の説明を求めます。財政係長。

財政係長

議案第3号平成30年度平取町一般会計補正予算第11号につきましてご説明 いたしますので、12ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正 でありますが、歳入歳出にそれぞれ5299万6千円を追加し、歳入歳出の総 額をそれぞれ66億2569万円にしようとするものであります。第2項で、 歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は「第1表 歳入歳出予算補正 | によるとするものであります。また、第 2条で地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるとしたものであります。そ れでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明いたしますので、19ページを お開き願います。19ページ上段の4款1項4目環境衛生費19節負担金補助 及び交付金114万5千円であります。これは9月6日に発生しました平成3 0年北海道胆振東部地震により、個人住宅の浄化槽が被災したことから、平取 町浄化槽設置整備事業補助金による浄化槽の入れかえで対応しておりました が、現時点で、当初予算を上回る申し込みがあり事業についての問い合わせも あることから、5人槽2基、7人槽1基分について補正するものであります。 次に下段、10款2項2目農業施設災害復旧費11節需用費、修繕料400万 円の追加であります。これは地震前日の台風21号の強風による倒木で町内各 所にあります鹿防護柵が倒れるなどの被害を受けたことから、鹿防護柵の修繕 に要する経費となっております。次に20ページ上段、10款3項1目その他 公共施設災害復旧費11節需用費修繕料1486万9千円、15節工事請負費 1728万2千円、1目合計で3215万1千円の追加であります。修繕料に つきましては、役場庁舎、ふれあいセンター、中央公民館、平取町斎場、振内 合同庁舎、振内青少年会館、とよぬか山荘、民芸品共同作業場が地震により施 設のガラス破損、内外壁等の亀裂、剥落、水周り関係の破損、施設外構に被害 を受けたため、復旧に要する経費となっております。工事請負費は、振内合同 庁舎、川向生活館、民芸品共同作業場が地震による被害を受けたことによる復 旧に要する経費となっておりまして、振内合同庁舎は庁舎内のガラスブロック が割れたのを復旧する単独災害復旧工事、川向生活館は昭和56年に増築した

集会室部分の沈下、施設全体のゆがみ、内外壁等の亀裂、剥落の被害を受けた ため、復旧に要する費用となっております。費用の一部は、補助災害となるよ う、現在国と協議しており、補助災害対象費用の4分の3が国庫負担金として 補助される見込みとなっております。補助対象外経費につきましては、単独災 害復旧工事として復旧を行います。民芸品共同作業場は、施設内外が亀裂等の 損壊を受けたことによる単独災害復旧工事に要する経費となっております。次 に下段になりますが、10款4項1目教育施設災害復旧費11節需用費修繕料 1570万円の追加であります。これは町内の小学校、中学校、教員住宅等に おいて、施設の内外壁の亀裂、剥落、窓ガラスの破損、水周り関係の破損、グ ランドに亀裂等の変状が生じていることから、復旧に要する経費となっており ます。次に歳入についてご説明いたしますので、16ページをお開き願います。 16ページ上段の10款1項1目地方交付税1節地方交付税206万7千円で あります。これは、既定予算に比べて、地方交付税交付金の普通交付税が増額 する見込みであることから、これを本補正予算の財源に充てるものであります。 次に下段、14款1項2目災害復旧費国庫負担金1節現年発生災害復旧費負担 金740万4千円の追加であります。これは20ページ上段でご説明いたしま したその他公共施設災害復旧費の川向生活館補助災害復旧工事にかかる補助災 害の対象となる経費の4分の3に相当する金額が、社会福祉施設等災害復旧費 負担金として国から町に交付されるものであります。次に17ページ上段、1 4款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金38万1千円の追加であ ります。これは19ページ上段でご説明いたしました合併浄化槽設置費助成金 にかかる費用の3分の1が循環型社会形成推進交付金として、国から町に交付 されるものであります。次に下段、19款1項1目1節繰越金1124万4千 円であります。今回の補正に関して、対象となる負担金、補助金などの特定財 源を充てた上で、なお不足する財源を平成29年度繰越金から求めようとする ものであります。次に18ページ、21款1項10目災害復旧債3節その他公 共施設災害復旧事業債1940万円、4節教育施設災害復旧事業債1250万 円、10目合計3190万円を災害復旧事業債に求めたものであります。次に 14ページをお開き願います。第2表地方債補正でございます。第2表地方債 補正は、起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還 の方法をそれぞれ明示したものであります。起債の目的は災害復旧事業で、補 正前の限度額1億4250万円に18ページでご説明いたしました、災害復旧 事業債の補正額3190万円を加え、災害復旧事業の補正後の限度額を1億7 440万円としたものであります。次に21ページをお開き願います。21ペ ージは地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末にお ける現在高の見込みに関する調書となっております。前々年度、平成28年度 末現在高、前年度、平成29年度末現在高見込み額並びに当該年度平成30年 度末の現在高見込みにつきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。 以上、議案第3号平取町一般会計補正予算第11号についてご説明申し上げま

したので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。5番井澤議員。

5 番 井澤議員

5番井澤です。19ページの下の段、需用費の400万円、修繕費シカ防止柵 10箇所とありますけれども、議会冒頭で副町長から農業用施設ということで、 2番目の農業被害で30万円で調査中とありますが、農道、シカ柵などという ことで10月15日現在の被害額が30万円というふうになっていますが、実 際この修繕のところで400万円となってますが、意味合いが違うのか、その 差についてご説明いただければと思います。

議長 産業課長。

産業課長 議案提出ぎりぎりまで調査をしておりましたので、この調査中の中に含まれる もので最終数字には、これに入れる予定になっております。

議長 ほかございますか。2番松原議員。

2番 2番松原です。20ページの災害復旧費のなかで、各施設の中で振内庁舎、川 向生活館、民芸店となっておりますけれども、二風谷の生活館、暖房の上のほ うのね、あれが滑落というか落ちるような状態にもなっている場所もあります し、亀裂も入っているとこもあるんですね。その辺の復旧や何かは考えている んでしょうか。

議長 アイヌ施策推進課長。

二風谷生活館、各集会施設もそれぞれ被害は受けているわけですけども、でき 策推進課 るだけ既存の予算の中でやっていきたいということで、二風谷生活館について は業者のほうに依頼はしていますけども、なかなか業者の方が忙しくてできて ないという状況で、既存の予算のなかでやってきていきたいというふうに考え ています。

ほかございますか。6番藤澤議員。 議長

6番 6番藤澤です。先ほどの鹿柵の関係でございますが、一律10か所、いわゆる 400万円割る10、ということなのか、それと従来壊れているものと、この 10か所については明らかに地震被害であるという認定なのかをお聞かせくだ さい。

松原議員

アイヌ施

長

藤澤議員

議長

産業課長。

産業課長

それぞれ維持組合のほうに調査を依頼しまして、うちの職員がその場所について調査をしメーターを図って、それぞれ見積もりを業者のほうからださせて貰っています。基本的には通常の維持については維持組合がやることになっておりますから、通常の維持ではなくこのような台風災害等あった部分については、町の財産でありますので、町のほうで復旧するという立場で取り組んでいるとこであります。

議長

藤澤議員。

6番 藤澤議員 まさにその災害であったのか、それから従来壊れていたものであったのか、これは突き詰めて聞くことにもならないと思いますが、私が今発言したかったのはこれからのことでありまして、実はこの、特に1・2年、いわゆる熊であろうと思われる網の倒壊、押し倒すというか、もう半分下に下がっている状態が続いていると。その復旧がなっていない。それともう一つ大事なことは、網の部分の出入り口というんですかね。それが開放されている分が年々多くなっている。これについては折角の鹿侵入防止でございますので、啓蒙啓発のほうをお願いをしたいと、これが本筋でございますのでよろしくお考えをください。

議長

産業課長。

産業課長

農協を通しながら、そういう啓蒙にあたって参りたいと思いますのでよろしく お願いします。

議長

ほかございますか。

(質疑なしの声)

なければ、質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決 定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第3号平成30年度平取町一般会計補正予算第11号は原案のとおり可決しました。本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案3件で原案可決3件。報告2件で、承認2件となっています。以上で全日程を終了いたしましたので、平成30年第7回平取町議会臨時会を閉会します。大変どうもご苦労様でございました。

(閉 会 午前10時10分)